

平成30年(2018年) 月 日

保 護 者 様

甲賀市立甲南中学校
校長 宮治 喜代司

出席停止の届け出について

この度のお子さんの病気については、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。病気が治り登校されるときには、下の証明書を受診された病院で記入していただき、学校に提出してください。
なお、学校保健安全法の規定による出席停止期間は次の通りです。

疾 病 名	学 校 を 休 ま せ る 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻 痹 (はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風 痱 (三日はしか)	発疹が消失するまで
水 痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 隹膜炎菌性隹膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 感染性胃腸炎、伝染性紅斑(リンゴ病)、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性軟屬種(水いぼ)、アタマジラミ、伝染性膿瘍疹(とびひ)、ヘルパンギーナなど	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで

- * 医師の指示や症状により、休ませる期間に変更がある場合もあります。
- * 医療機関により文書料(証明書)の料金が異なります。
- * 証明書が提出されない場合は、欠席となります。

き り と り

(No.)

証 明 書

甲賀市立甲南中学校 年 組 名前

* 疾病名

* 出席停止期間

平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()までの 日間

上記の通り証明します。

年 月 日

医療機関名

医師氏名